

萩藩絵図方に関する記録

吉 本 一 雄

藩職役の一つである絵図方について、『もりのしげり』は「屋敷図地図其他総テ絵図調製ノ役ナリ、此役ヨリ多ク高札方役ヲ兼ヌ」と記す。

この絵図方が注目されたのは、歴大な数の「一村限明細絵図」いわゆる「地下上申絵図」と、色彩豊かな「行程記」が同役により作成され、継承されてきたためである。「地下上申絵図」については別に「境目書」があり、また同時期に「寺社由来」が作成され絵図方へ提出されたことから、両史料群の作成経緯を説明する意味からも絵図方が注目されてきた。

以来、国絵図を含めた絵図調製の経緯、享保期以降、

村絵図の調製に代表される絵図方の一連の事業についてその背景・意図をめぐって論義がなされてきた。その主なものに

山本正大 有馬喜惣太とその家系 「山口県地方史研究 第35号」

石川卓美 防長地下上申解説 『防長地下上申 一』

山口県文書館 防長寺社由来解説 『防長寺社由来第一

卷』

広田暢久 長州藩編纂事業史（その三） 「山口県文書

館研究紀要11号」

山田 稔 地下上申絵図の地下図について―「旧記細目」

による若干の検討―「山口県文書館研究紀要12号」

山田 稔 萩藩絵図方の沿革(一) 「同 紀要13号」

山田 稔 地下上申絵図はどう「つながる」のか 「同 紀要14号」

川村博忠 近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期

「山口県地方史研究第55号」

川村博忠 藩政基本資料としての地方絵図―萩藩の村図

・郡図・小村図― 「歴史地理学紀要30」

などがある。

また論述にあたり取りあげられた史料をみると、次のように大別することができる。

(1) 「地下上申絵図」のほか国絵図・宰判図等の絵図群。

(2) 「地下上申」「寺社由来」の絵図方に宛てて提出された史料群。

(3) 役人帳(諸役)、厚母与三房清譜録・井上武兵衛親明譜録・有馬喜惣太武春譜録など、絵図方役人の経歴を示

す史料群。

ほかに、幕府巡見使国目付来藩に伴う一件記録(毛利家文庫柳営)があり、来藩時にあたっての絵図方の役向が見える。寛政国目付来藩記録の中には、特に「国目付御勤書一件 平田仁左衛門役□」の一冊があつて、絵図方の対応の詳細が記されている。その一文を紹介すると

御城絵図当時之御圍ひと違候所も有之様相見候、御城内之儀者委敷御見分有之事二付、図面違候而者不相濟儀二付其段外記殿申候所、何分見分仕絵図引合相違之所付紙江相調差登候様二との御事二付、八月廿七日作事奉行香川九郎右工門致同道御城内要害迄古絵図引合見候処……

御目付様閏二月六日江戸御出立……尤御道具筋見分茂有之、其上亥ノ夏以来芸州大竹村与岩国領脇村与境論之儀も有之、万一御尋等茂有之間敷儀二而も無之候間、彼辺をも得与見分仕候様二との儀二付、惣御迎罷

越候衆今者早く出立被仰付候……

と、国目付の来藩に先立って絵図の調製と論地の下見分を行つている。

さらに藩内の巡視に同道して、道筋等、目付一行の質問に應じている。同年の巡視は、城内の見分を済ませて三隅、俵山へと向つており、途中大寧寺へ参詣し見分を行つているから、質問事項も寺社の由来等にまで及んだと推測できる。また巡視にあつて、絵図方の備付に、「絵図箱持一人」とあるのが目をひく。同書の詳細な検討はこれからであるが、この記録の中に絵図方の基本的な職務を窺う鍵があるのではと考えている。

なお、以下に「御賞美先例」諸臣一七九)の中から絵図方に関する記事をあげておく。絵図方役人の本流が厚母家から平田家へ続き「絵図方は家業」といわれる所以がよく示されている。

一 絵図方

厚母四郎兵衛

〔御賞美先例 諸臣一七九 一四五の二三〕
絵図方先例

元禄十二年

●高式拾三石御加増

持懸り高七拾七石引合高百石二成

右親以来別而心懸能御用立、就中御国廻り之度々上使之度々、且又公儀江諸国一同被差上候御両国之御絵図之儀二付、去々年江戸被召登度々公儀絵図方役人江茂出会つめ開き無残所、頃日御絵図出来被差出無別条相濟候、右之通去年以来別而苦身不大形二付、前書之通拝領被仰付候事

父四郎兵衛勤功

一 絵図方廿二年

当四郎兵衛勤功

一同御役三十七年

平田仁左エ門
始 立甫

延宝五巳閏十二月朔日
一御陣僧被召出

元禄十三辰十二月廿五日

一実方之兄厚母四郎兵衛事、繪図方数年相勤候故御理
申出、無余儀筋二付可被差替候へ共、後役相応之者無
之、他人二てハ伝等仕苦敷事茂可有之との事二て立甫儀
御陣僧を還俗無給通リ被仰付、四郎兵衛弟子二被成御
付之段被仰渡、廻在付廻伝授等被仰付候事

宝永五子年

▲遠近付被仰付

一宝永五子年右之通被仰付候而家業被仰付候

宝永五子年

一御国廻り御供仕候事

同

一巡見上使付廻りを茂被仰付候

正徳三己巳

一厚母四郎兵衛御役御免被成、仁左衛門事繪図方二被

井上武兵衛

仰付之段被仰渡

享保二酉合

一大公儀の諸国見通被仰付候付而仁左エ門御国中被差
廻豊後豊前江も被遣御用相達、享保五子ノ年御用物江
戸持参遂其節候事

享保五子年

▲大組入

右御三家領被差出候へハ只今之通二てハ御持方不宜
由二て組入被仰付候

享保十二年

式百目増

借銀始り不
相知候事

●四百目 御加増成

右数年繪図方相勤、家業之御役別而小身二而難続付、
年来被成御貸来候銀子四百目にして御加増二被成下候
事

有馬喜惣太

宝曆十二年九月廿八日

●米拾五俵

右享保七寅年以來御雇二て被召仕、繪図方被付置、彼
是之御用数十年遂其節候、然者諸郡二て前々論地出来
御厄害有之候へ共、役人者追々入替茂被仰付根知之者
無之、喜惣太儀数年心懸宜御国中地理功者之儀右勤功
も有之儀二付、格別之御沙汰を以前書之辻被下之、御
家人被召出寺社組江被相加候条、以來郡方定居二して

御国中御藏入給領其外物境諸御控物見合、土地二よつ
て繪図等をも整置明白ニ相分候様仕、代々其業無怠転
可相勤候事

〔御賞美先例 諸臣一七九 一四五の五九〕

繪図方高札方先例

平田仁左衛門

明和七寅合

一繪図方高札方兼帯四十二年

一御藏元檢使役五年

一明細繪図方三十七年

但、御国中行程記且寺社之旧記等迄調被仰付遂苦勞
候事

元文四未年

●三百五拾目 了簡銀始

寛保二戌年

了簡銀員数被相増

四百目二成

延享四卯年

式百目増

●六百目 御意銀成

宝曆八寅年

●六百目 御加増成

右之外二前方元禄十六未年嫡子合監物様江被成御付候、
宝永五子年合享保元申年迄御書院役、兩役取合十二年

内

一天明六年

御判物御改二付郷村高辻帳公儀被差出候分調一件、并
其後御勘定所江右写被差出候分調等遂其節候

一同年巡見之上使之節御用被仰付、御國中御付廻りを
茂仕候

一元禄十二年

公儀江被差出候御両国大繪図并縁繪図、御石高帳類、
安芸石見豊前御取替之図来状等之写所持仕居、明和
九年右繪図其外焼失之分御仕戻し写相調一件成就仕、
御宝藏江納御道具二相成遂苦勞候

一寛政四子年御国目付御用之繪図調被仰付、御國中御
順見其外御付廻り被仰付、御尋之廉々無滞御答仕遂苦
勞候

一同年芸州大竹村岩国領脇村御境目論之儀二付御用被
仰付、江戸江も被差登候

一寛政八辰年御勘定御用之御両国海辺繪図島々御付出

帳面調被仰付、江戸江も被差登一件御用遂其節候

以上 廉有御用六度

江戸帰役二度

寛政十二申年四月廿八日

三十一年目

●三百目 了簡銀始

右被仰渡

数十年御役相勤廉有之御用をも遂其節、近年江戸江も
度々罷登遂苦勞候付、御時節柄二候へとも各別之筋を
以前書之通了簡借被仰付候事

文化八未年十二月廿八日之御状を以御国被仰越、翌申

ノ正月十八日被仰渡

四十二年目

●四百目 御意銀被成

右被仰渡

繪図方高札方兼帯数十年堅固相勤、其外臨時之御用を

も被仰付彼是遂苦勞候付、近年之了簡銀此度達上聞員
数被相増、右之通御意銀可被仰付旨候事

地理図師先例

三十人通

地理図師

秋田九左工門

天明三卯

一繪図方出勤明細繪図寺社旧記等引調へ、繪図書継手
入等十八年

但、天明五巳年高札方繪図方筆者役兼帯十六年

内

一巡見上使御待受懸り御國中御付廻りをも仕候

一道中記御好御用二付道中筋被差越明細二調差上候

一先年公辺被差出候御両国大繪図御境目繪図御国縁り

繪図、御宝藏江納り候分写調被仰付候

一御好二而御國中村々小道譚談仕候而繪図調被仰付候

一御国目付衆御用意之繪図御好之分追々相調、御巡見

御付廻りをも被仰付候

一芸防御境目一件御用二付岩国江戸江も被差越候

外二

安永四未年三田尻御殿御用意之御積り二而同才判明

細繪図、并郡方二而諸郡御立山繪図其外書調、日光御

手伝方御用物書調等二追々被召仕候、此年数八年

都合式十六年

寛政八辰年五月六日

十四年目

御声懸り

○勤功相積候ハ、追而御席之節被遂僉議可被下候事

寛政十二申年四月廿八日

十八年目

御声懸り

○勤功之趣近年之内被遂御吟味可被下候事